

一般競争入札参加資格要件設定に係る基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人福岡県下水道管理センターが工事（修繕を含む。）発注に当たり一般競争入札を実施する場合において、入札参加資格要件の設定に必要な事項を定め、厳正かつ公正な入札執行を図ることを目的とする。

(入札参加資格要件の基準)

第2条 入札担当者は、一般競争入札実施要領第3条(10)の規定により入札参加資格要件を設定する場合は、入札に参加できる企業の数が十分確保できるよう設定するものとし、以下の基準に従い決定する。

①有資格業者名簿の格付等級

ア 等級格付は、当該工事の設計金額により「福岡県建設工事競争入札参加資格者の格付及び選定要綱」に基づき設定する。

イ アの規定にかかわらず、当該工事の内容等から等級の直近下位の等級を設定する必要があるときは、当該工事の設計金額により設定された等級に加え、当該等級の直近下位の等級を設定する。

②本店又は営業所の所在地

本店等の所在地は、原則、次の順位で決定する。

ア 施工場所管内の県内業者

イ 県内全域の県内業者

ウ 県内全域に支店又は営業所を設けている県外業者

エ その他の県外業者

③同種工事の実績

当該工事に一定以上の技術力及び施工能力が必要なときは次の事項を設定する。

ア 同種工事の施工実績に関する内容、規模等

- ・ 終末処理場（及び汚水中継ポンプ場）での施工実績の有無
- ・ 工事の内容
- ・ 受注時期（過去数年カ年度）
- ・ 実施した工事金額

イ その他、該当工事の施工に当たって必要と認められる事項

④その他必要な事項

当該業務の契約に当たって、不良不適業者の排除等のため、必要と認められる事項について設定する。

第3条 この基準に定めるもののほか、条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この基準は、平成27年6月3日から施行する。